

# 第一次試験 試験科目(専門科目)の大きくり化(イメージ案)

【現状】

(目的)

以下を有するかどうかを判定

- ①技術士となるのに必要な科学技術全般にわたる基礎的学識
- ②技術士の義務の遵守に関する適性
- ③技術士補となるのに必要な技術部門の専門的学識

(部門)

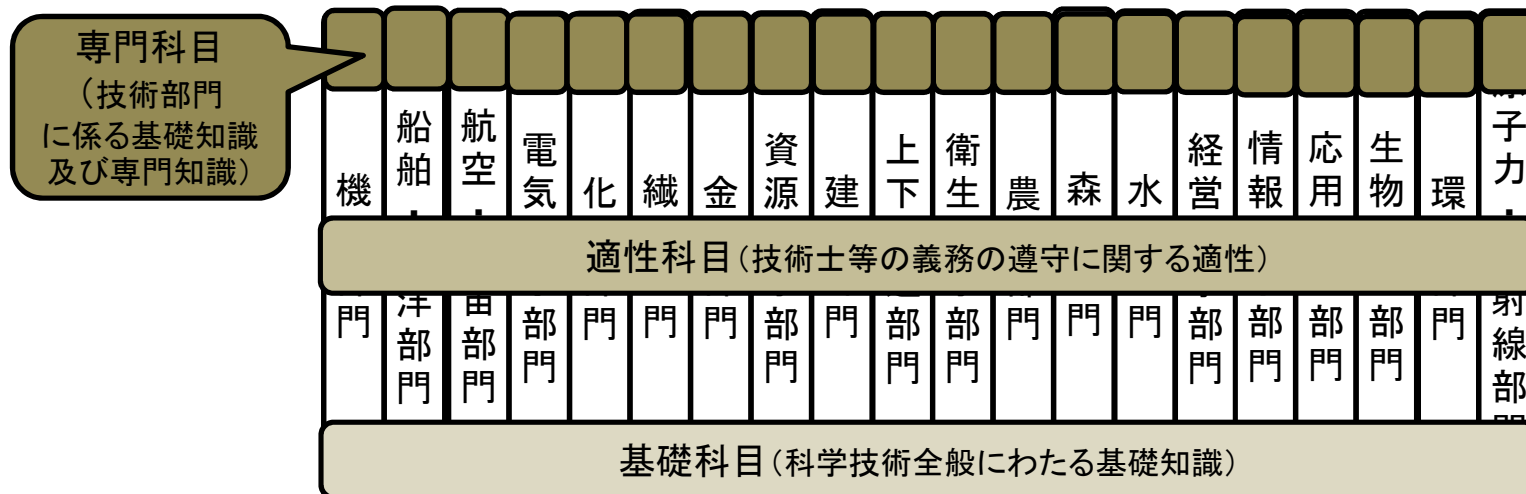
技術部門(20)

(科目)

共通・基礎・適性・専門 (共通はH25Nより廃止)

(程度)

4年制大学の自然科学系学部の専門教育程度



(参考)

【技術士法】

第5条 第一次試験は、技術士となるのに必要な科学技術全般にわたる基礎的学識及び第4章の規定の遵守に関する適性並びに技術士補となるのに必要な技術部門についての専門的学識を有するかどうかを判定することをもってその目的とする。

【技術士法施行規則】

第5条

- 2 基礎科目は、科学技術全般にわたる基礎知識に関するものとする。
- 3 適性科目は、法第4章の規定の遵守に関する適性に関するものとする。
- 4 専門科目は、当該技術部門に係る基礎知識及び専門知識に関するものとする。
- 5 専門科目の範囲については、文部科学大臣が告示する。

【今後のイメージ(要検討)】

- ・新卒技術者が、専門の技術分野にかかる幅広い基礎及び専門知識を修得するため、試験上の科目(専門科目)の再編(大くり化)

